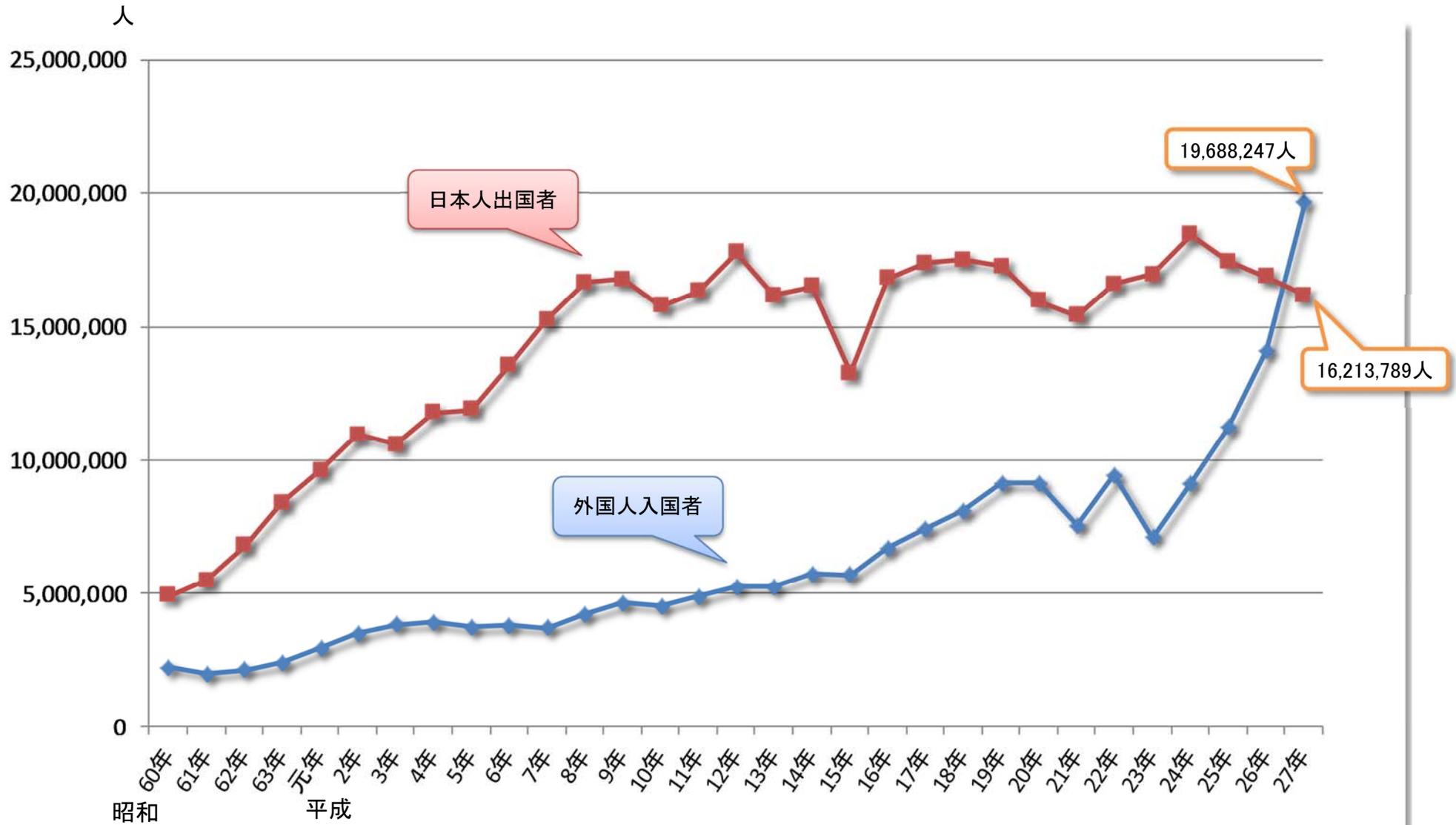


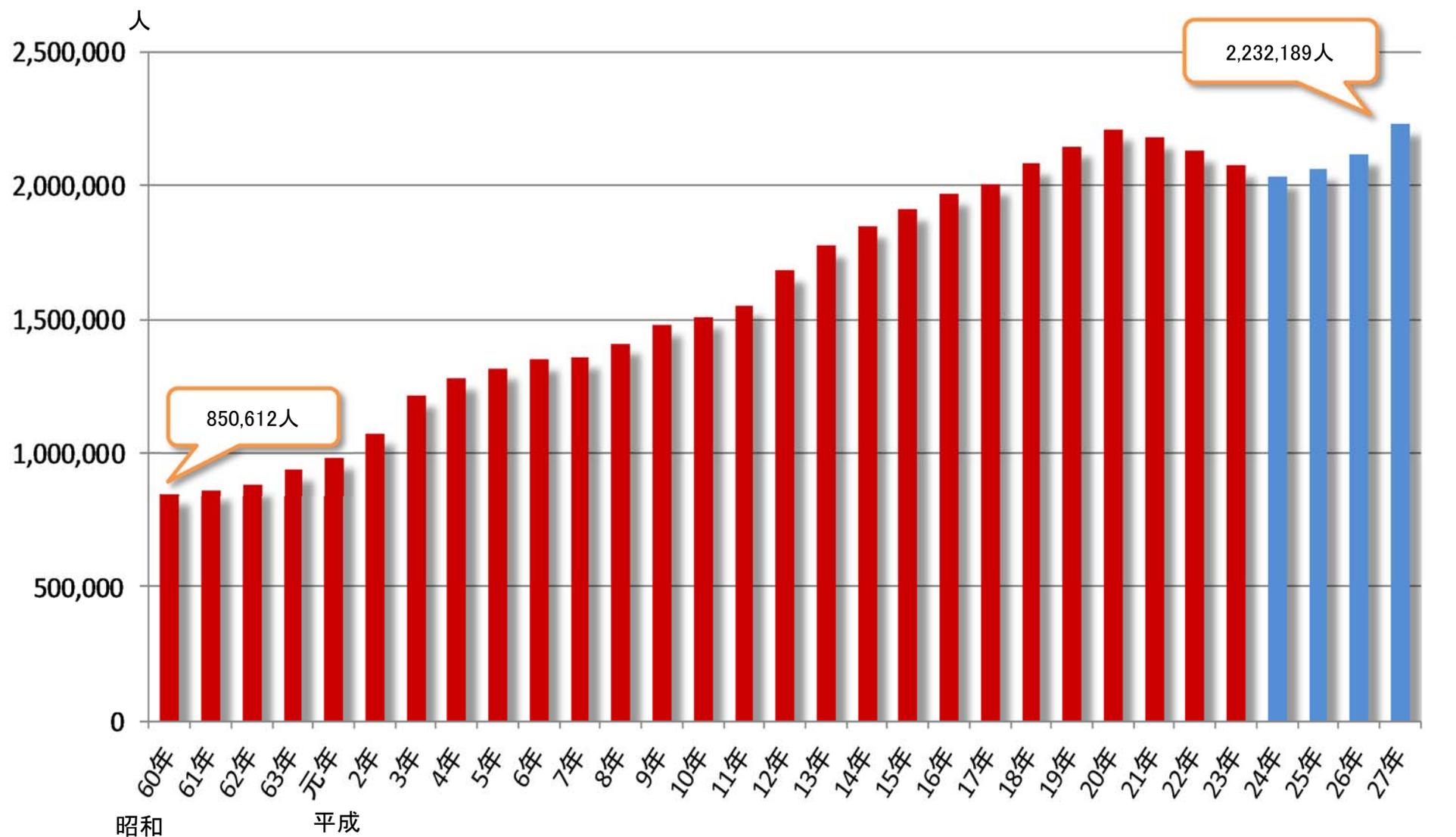
# 最近の出入国管理について

平成28年9月  
法務省入国管理局

# 外国人入国者数・日本人出国者数の推移

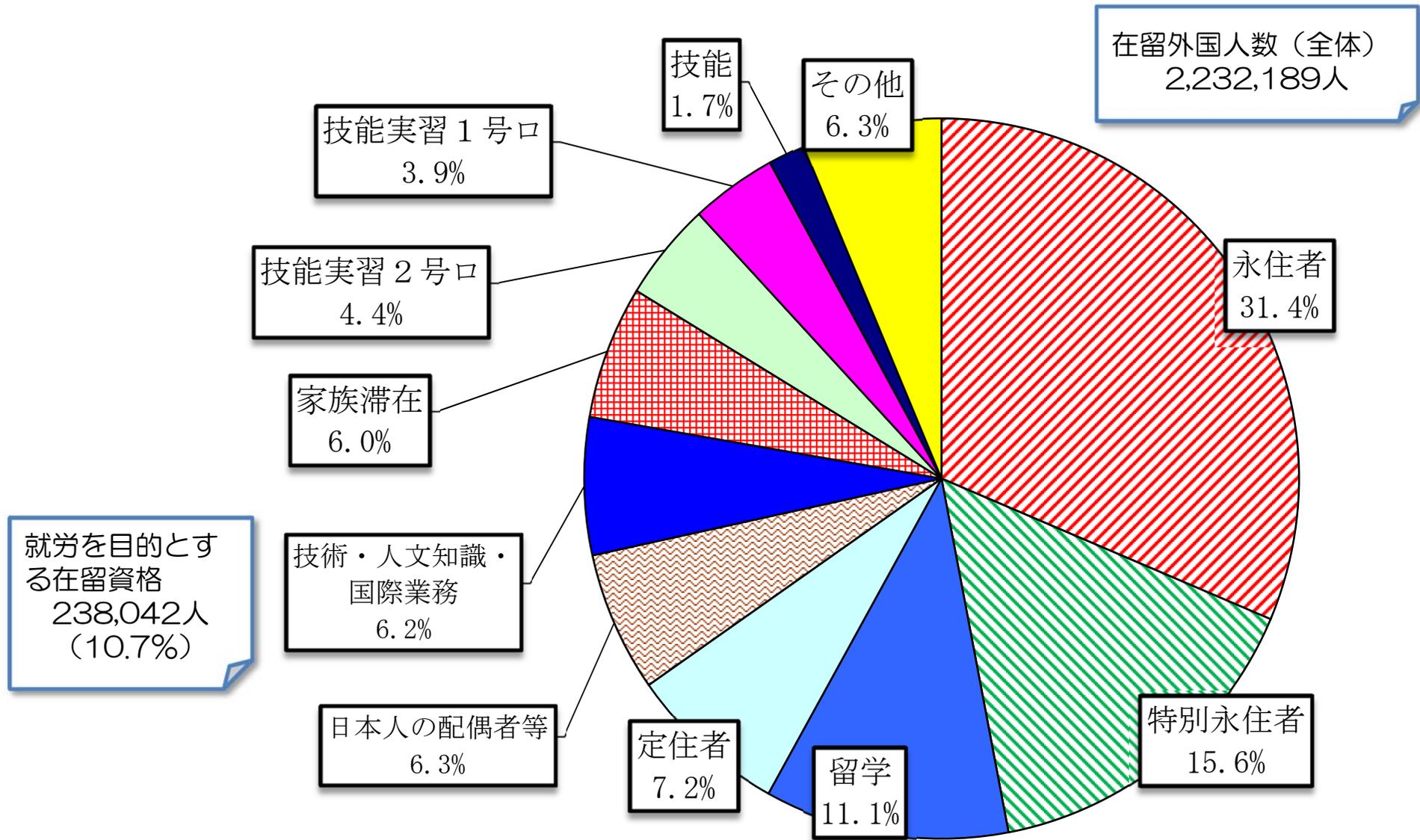


# 在留外国人数の推移

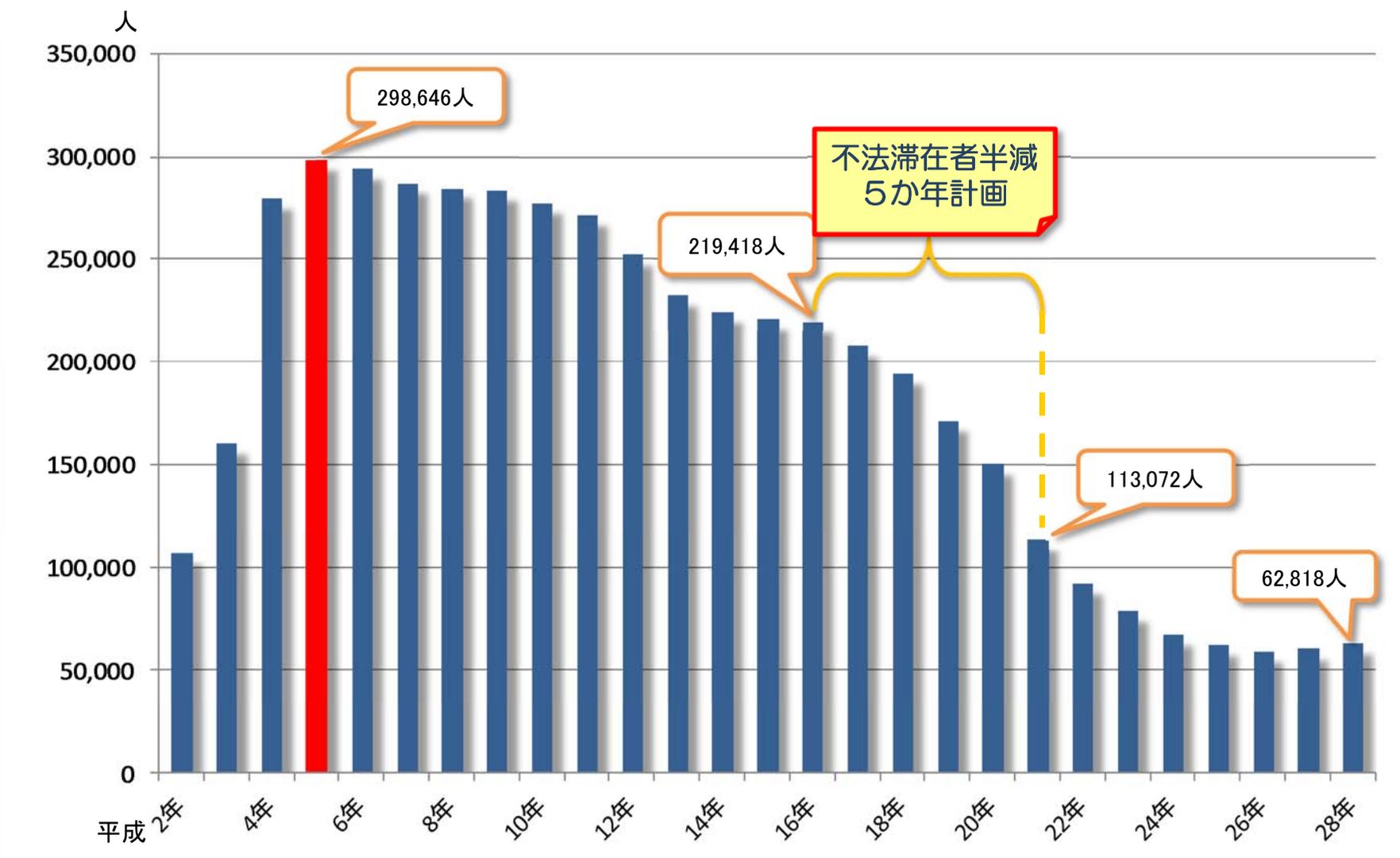


※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

# 在留外国人の在留資格等別内訳(平成27年末)

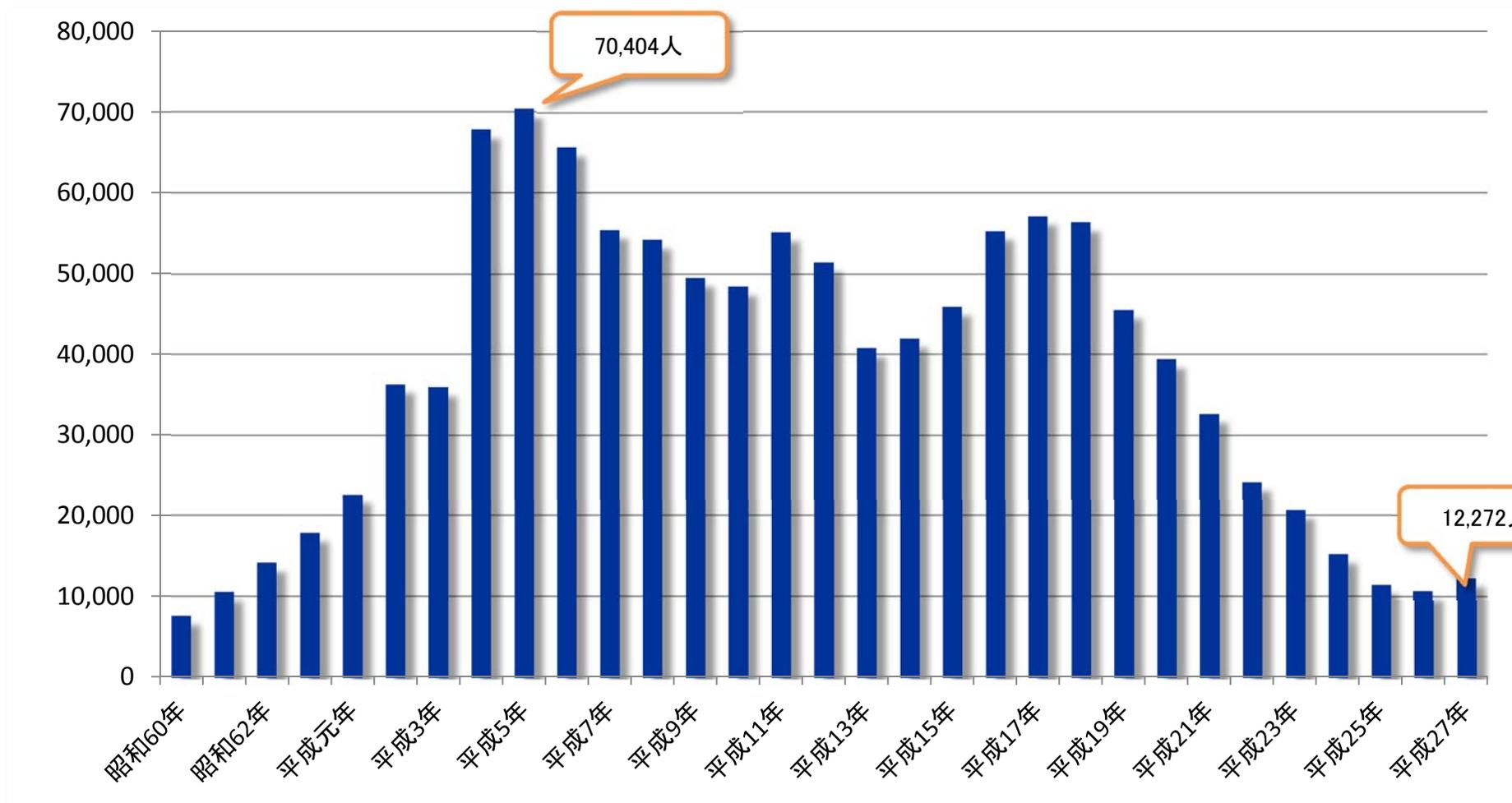


# 不法残留者数の推移

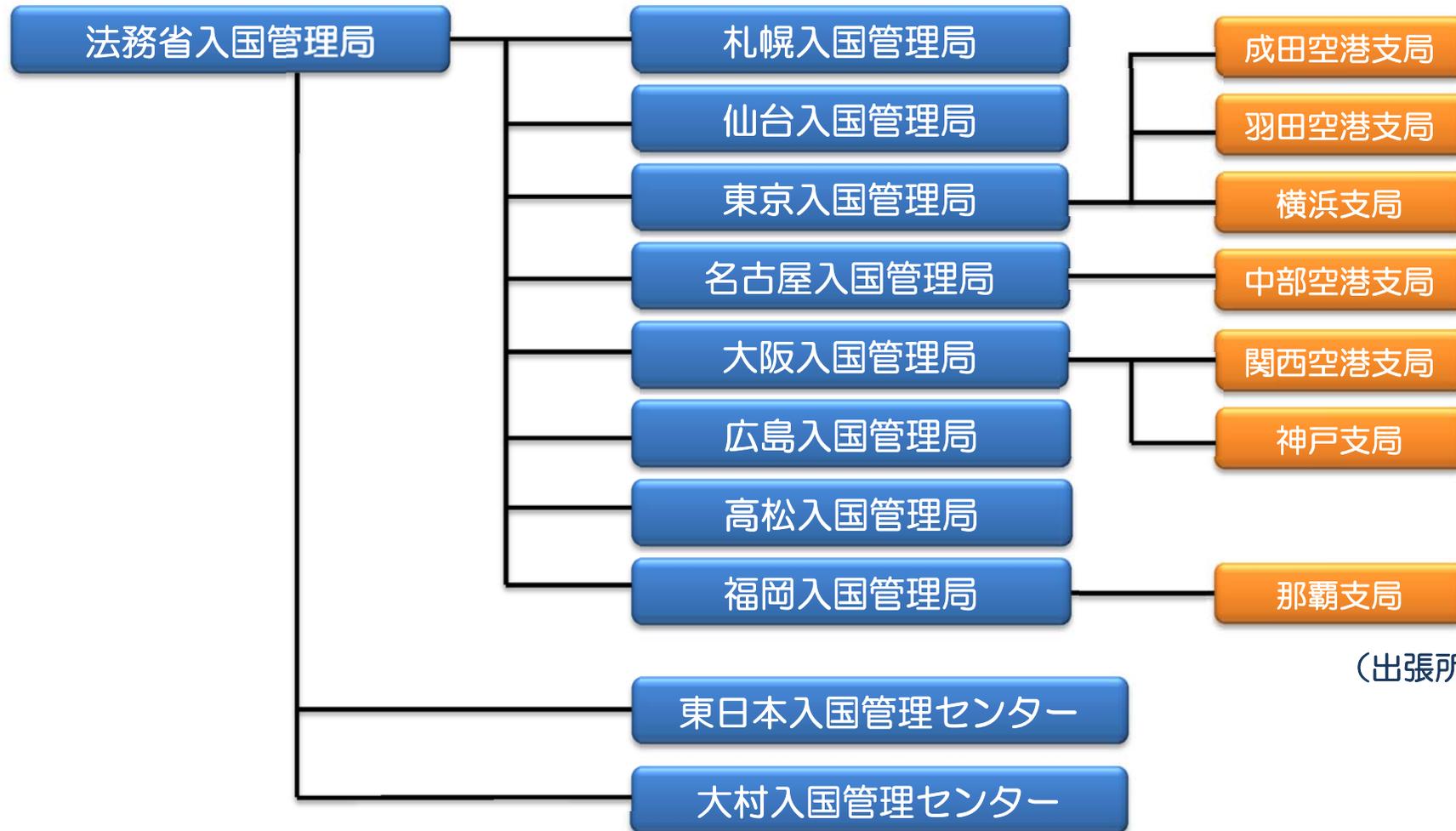


※ 平成2年は7月1日現在, 平成3年~平成8年は5月1日現在, 平成9年以降は1月1日現在の電算統計に基づく推計

# 退去強制手続件数の推移



※ 退去強制手続件数には、出国命令制度の対象となった者を含む。



(出張所61)

## 出入国の管理

- 外国人の上陸審査
- 外国人の出国確認
- 日本人の出帰国確認

## 外国人の在留の管理

- 在留審査（在留資格の変更，在留期間の更新，永住許可等）
- 在留資格の取消し

## 不法滞在者等の退去強制

- 違反調査，違反審査，口頭審理，収容，送還等

## 難民の認定

# 入管法上の在留資格

## 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

## 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

## 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

## 就労が認められない在留資格

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

## 基本的な考え方

専門的・技術的  
分野の外国人

### 積極的に受入れ

我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））

上記以外の分野の  
外国人

### 様々な検討を要する → 現時点では原則的には受け入れない

・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））  
・外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく（日本再興戦略2016）

## 最近の取組

### ▶ 高度外国人材の受入れ（平成24年5月から開始）

⇒経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため「高度人材ポイント制」を導入

### ▶ 建設及び造船分野における外国人材の受入れ（平成27年4月から開始）

⇒復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に対応するための建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に関与する枠組みでの受入れ

### ▶ 国家戦略特区における家事支援外国人の受入れ（平成27年9月から開始）

⇒国家戦略特区において、家事支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府、法務省、厚労省、経産省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、家事支援外国人受入企業との契約に基づき家事支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

### ▶ 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ（平成28年3月から開始）

⇒製造業における海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、経済産業大臣の認定を前提とした受入制度

# 技能実習制度の見直しの内容

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

## 現行

- ①政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出国の存在
- ②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④実習生の保護体制が不十分
- ⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

## 見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出国の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構（認可法人）**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し、指導監督・連携体制を構築。

（注）橙色網掛け部分は法律案で規定

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長又は再実習 → **3年間 ⇒ 5年間**（一旦帰国後、最大2年間の実習）
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**）
- ③ 対象職種 of 拡大 → **地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置** 職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

## 明日の日本を支える観光ビジョン

- 訪日外国人旅行者数2000万人の目標達成が視野に入ってきたことを踏まえ、次の時代の新たな目標を定めるとともに、必要な対応の検討を行うため、内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が発足し、本年3月30日に同会議で、「世界が訪れたいくなる日本」を目指す新たな「観光ビジョン」がとりまとめられた。
- 訪日外国人旅行者数の新たな目標値として、2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人が設定された。

## 観光ビジョンに盛り込まれた施策

- 世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現
  - ・ 入国審査待ち時間を活用したバイオカード導入による個人識別情報の事前取得（2016年中に、関西・高松・那覇にて実施、以降拡大）
  - ・ 出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）
  - ・ 信頼できる渡航者（トラस्टイド・トラベラー）として、ビジネス客のみならず、外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）
  - ・ 日本人の出帰国手続において、世界最高水準の顔認証技術を導入（2018年度以降早期の導入を目指す）
  - ・ 外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大（入国時に提供された指紋情報等を活用し、出国時に自動化ゲートが利用できるよう、速やかに検討）

## 現行の主な水際対策

- 個人識別情報（顔写真、指紋）を活用した入国審査
- 船舶等の長に対する乗員・乗客情報（API）の事前報告義務
- 航空会社に対し、PNR（乗客予約記録）の報告を求めることができる制度の導入（平成27年1月1日施行）
- 国際刑事警察機構（ICPO）紛失盗難旅券データベースを活用した審査の実施
- 海港及び沿岸地域におけるパトロールの強化、臨船サーチの実施
- 空港の直行通過区域におけるパトロールの実施 等

## 水際対策の強化

- 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）及び「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）等を踏まえテロリスト等出入国管理上リスクの高い者の入国を水際で阻止

### PNRの分析・活用の高度化

- 平成28年1月からPNRの電子的取得を開始し、更なる情報分析・活用の高度化
- ※ PNR（乗客予約記録）：航空券の予約をした者の身分事項、座席の番号や同行者の有無といった予約の内容、携帯品や搭乗手続に関する事項を記録したもの

### バイオメトリクスシステム顔画像照合機能の活用の強化

- テロリスト等の発見をより確実にを行うため、本年秋を目処に、入国審査等における顔画像照合機能の活用を強化



### インテリジェンス機能の強化

- 平成27年10月、情報収集・分析の中核組織として出入国管理インテリジェンス・センターを設置し、情報分析の専門的知識を有する職員を配置
- 国内外関係機関と連携する等入国管理局の情報収集機能の更なる向上及び高度な分析の実施により、テロリスト、不法滞在・偽装滞在のおそれのある者を確実に発見、入国阻止

### 水際対策のための出入国管理体制の強化

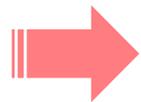
- 人的・物的基盤の整備・強化等に努め、セカンダリ審査（2次的審査）体制の強化、偽変造文書対策の強化等を図る。



# 不法滞在者・偽装滞在者対策等

## 現状と課題

- 不法残留者の増加
- 偽装滞在者問題
- 送還忌避者の増加による被仮放免者の増加



- ・不法残留者等の増加が我が国の治安に与える影響も懸念されることから、その縮減が必要
- ・被仮放免者が犯罪に関与する例もあり、強力な送還の推進が必要

## これまでの主な取組

- 個人識別情報を活用した入国審査
- 在留カードを用いた中長期在留者の管理
- 関係機関との連携、情報の収集・分析等による摘発の推進
- 出国命令制度の創設、出頭申告の促進
- 安全かつ確実な送還（チャーター機での集団送還 等）



## 今後の取組

- ▶ 情報の分析による効果的かつ効率的な摘発・審査の実施
- ▶ 現在国会で審議中の「入管法一部改正法案」による偽装滞在者対策
- ▶ 送還の一層の推進
- ▶ 被仮放免者に対する動静監視の強化及び仮放免条件違反者に対する一層厳格な取扱いの推進

# 難民認定制度の現状等

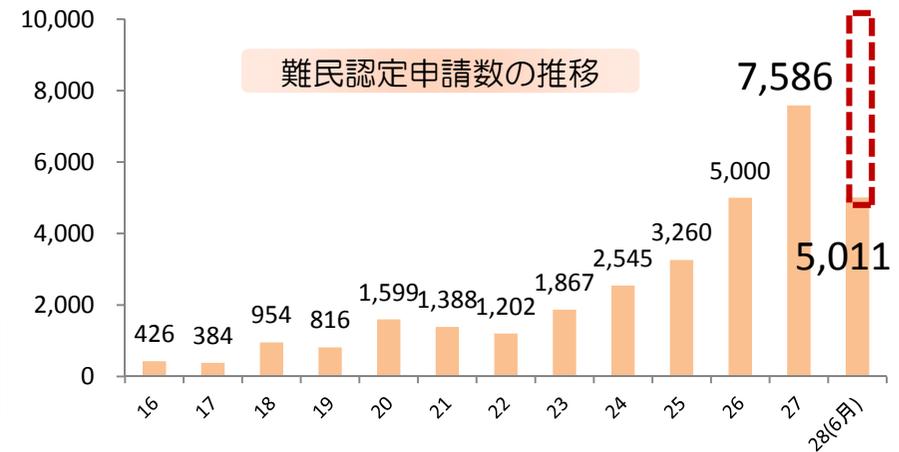
▶ 「難民」の定義（難民条約及び難民議定書）  
「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者」

## 現状と課題

- 難民認定申請件数の急増（濫用・誤用的申請の増）
- 未処理件数の増加・審査期間の長期化



難民認定制度の濫用的・誤用的な申請を抑制し、真に庇護を求める者の迅速かつ的確な保護を実現することが必要



## 難民認定制度の運用の見直し（平成27年9月公表）

- (1) 保護対象、認定判断及び手続の明確化  
難民認定・不認定事例及び人道配慮（在留特別許可）事例及び判断のポイントを明示して公表（平成28年3月）
- (2) 難民認定行政に係る体制・基盤の強化（難民調査官等の育成・能力向上）
  - ア UNHCRの協力を得て管理者クラスを対象とした難民認定事務従事者研修を新たに実施（平成27年11月）
  - イ 難民認定申請者の出身国情報に関する研修、事例研究に関する研修等について内容を充実
- (3) 難民認定制度の濫用・誤用的な申請（注）に対する適切な対応  
（注）難民条約上の迫害理由に明らかに該当しない事情を主張する事案、正当な理由なく従来の主張を繰り返す再申請事案等
  - ア 本格的な調査に入る前の段階で振り分け、難民調査官による事情聴取等申請人が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速処理を実施
  - イ 悪質な再申請者には在留を認めるが就労は認めない措置や、在留自体を認めない措置を実施

# 第5次出入国管理基本計画の概要

## 出入国管理基本計画

- 出入国管理及び難民認定法に基づき、法務大臣が出入国管理行政の施策の基本となる計画を定めるもの。
- 計画期間に関する法令上の規定はないが、これまで概ね5年程度の期間を想定し策定している。
- 前回の第4次計画策定から5年を迎え、平成27年9月15日、第5次計画を策定した。

### 出入国管理及び難民認定法(抜粋)

**第61条の10** 法務大臣は、出入国の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国管理基本計画」という。)を定めるものとする。

**第61条の11** 法務大臣は、出入国管理基本計画に基づいて、外国人の出入国を公正に管理するよう努めなければならない。

### これまでの策定履歴

- ・第1次 出入国管理基本計画(平成4年5月策定)
- ・第2次 出入国管理基本計画(平成12年3月策定)
- ・第3次 出入国管理基本計画(平成17年3月策定)
- ・第4次 出入国管理基本計画(平成22年3月策定)

## 第5次計画の基本方針

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていく
- 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについて、幅広い観点から政府全体で検討していく
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築する
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく
- 観光立国の実現に寄与するため、訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施する
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等への対策を強化していく
- 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護の推進を図っていく

## 1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 専門的、技術的分野と評価できるものについて、在留資格や上陸許可基準の見直しを行い、受入れを推進（現行方針どおり）
- 高度人材外国人の受入れ促進のための効果的な広報を実施
- 建設分野等緊急に対応が必要な分野等における適正な受入れを実施  
業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況を注視・検証
- 留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続

## 2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

- 出生率の向上、生産性の向上、潜在的労働力の活用等の取組が必要
- 今後の外国人受入れの在り方を本格的に検討すべき時が到来
- 我が国の経済社会の変化等に伴い、新たに人材のニーズが生じる分野が専門的・技術的分野と評価できる場合には受入れを検討
- 専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れについては、経済的效果、社会的コスト、産業構造、適切な仕組み、環境整備、治安等幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討（結論は予断せず）  
このため、諸外国の制度等について把握し、国民の声を積極的に聴取

## 3 新たな技能実習制度の構築に向けた取組

### ➤ 適正化のための措置

- 実習修了時等に技能評価試験の受検義務付け等により効果測定を実施
- 外部役員又は外部監査の導入等により監査体制を強化
- 法令上の根拠を有する管理運用機関を創設し、行政機関の役割を補完
- 人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化
- 送出し国政府との政府間取決めの作成など、送出し段階から適正化

### ➤ 制度の拡充

- 優良な団体・機関の実習生の実習期間を延長
- 優良な団体・機関の受入れ人数枠を拡大
- 送出し国側のニーズ等に即して対象職種を拡大

## 4 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

- 地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化
- 外国人を受け入れる際に共生のための施策を講じておくことが重要であり、共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画

## 5 観光立国実現に向けた取組

- 効果的な広報により自動化ゲート利用者の増加を図るとともに円滑に運用
- 「信頼できる渡航者」を自動化ゲート対象とする制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組の推進
- 顔認証技術を活用した日本人用自動化ゲートの導入を速やかに検討
- クルーズ船乗客に対する円滑な入国審査手続を実施
- 航空機の旅客を外国の空港で事前にチェックするプレクリアランスの検討

## 6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

### ▶ テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策

- 個人識別情報を活用した上陸審査を推進するとともに顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用を検討
- 乗客予約記録（PNR）を含む情報を効果的に活用するなど出入国管理に関するインテリジェンス（情報収集・分析）機能を強化
- 海港や沿岸地域における積極的なパトロールの実施など船舶等を使った不法入国者への対策を強化

### ▶ 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

- 警察等と連携して不法滞在者等の摘発を実施するとともに、情報を利用して偽装滞在者対策を強化
- 被収容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

## 7 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

### ➤ 真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護するための取組

- 「新しい形態の迫害」に係る保護を図るための仕組みを構築
- 国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「退避機会」としての在留を許可する対象の明確化を検討
- 認定判断の明確化及び制度の透明性の向上
- 審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実
- UNHCR等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成
- 難民条約上の難民に明らかに該当しない内容の申請等については、申請者が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速に処理
- 難民申請中の就労許可について、一定の条件を設ける仕組みを検討
- 濫用的再申請への対応について、法制度・運用両面から検討を継続

### ➤ 第三国定住による難民の円滑な受け入れを推進

## 8 その他

- 出入国管理体制を整備，国際協力を更に推進，人身取引被害者等への配慮

# 日本再興戦略に盛り込まれた施策

## 「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）

- 建設及び造船分野における外国人材の活用  
⇒2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。
- 高度外国人材受入環境の整備  
⇒「高度人材ポイント制」について内外における効果的な周知を図るとともに、実際に利用する外国人材の視点に立った分かり易いものとなるよう手続等の見直しを行う。
- 外国人技能実習制度の抜本的な見直し  
⇒制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。
- 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ  
⇒事業所管大臣の関与の下、外国人従業員の我が国への受入れを柔軟に認めることとし、年度内に具体的な制度設計を行う。
- 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等  
⇒在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。
- 中長期的な外国人材の受入れの在り方  
⇒移民政策と誤解されないように配慮し、かつ国民的なコンセンサスを形成しつつ、総合的な検討を進めていく。
- 家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用  
⇒家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる。
- 海外富裕層を対象とした外国人の長期滞在を可能とする制度の創設  
⇒観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。

## 「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

- 高度外国人材受入れ促進のための取組強化  
⇒本年4月に「高度専門職」の在留資格が創設されたことも踏まえ、各府省連携の下、IT・金融・学術分野など各業界の事情に応じて効果的な訴求の手法・機会を選択し、業界団体等も活用しつつ「高度人材ポイント制」等について、戦略的に広報する仕組みを速やかに立ち上げ、周知と利活用を図る。
- 観光分野の外国人材の活躍促進  
⇒外国人スキーインストラクターの在留資格要件について、早期にスノーリゾート関係者のニーズ調査を実施し、実務経験年数要件に替わる要件の検討を進め、本年度中に結論を得る。
- 中長期的な外国人材受入れの在り方検討  
⇒経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。

# 日本再興戦略に盛り込まれた施策

## 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

### ➤ 国家戦略特区

⇒「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。

### ➤ 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討

⇒永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。  
また、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。

### ➤ 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

⇒外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。

### ➤ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進

⇒製造業以外の我が国経済の成長に資する分野についても、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とすることについて、本年度内にニーズ調査を実施の上、検討を行い、結論を得る。

### ➤ 外国人材受入れの在り方検討

⇒経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。